

板橋区私立保育所緊急保育実施要綱

(平成 11 年 4 月 12 日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の死亡、失踪又は疾病等により一時的に保育を必要とする児童に対し、区内の私立保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に基づき認可されたものに限る。以下「保育所」という。）において緊急時保育（以下「保育」という。）を実施することにより、児童の健全育成を図るものとする。

(委託契約)

第2条 区長は、前条の保育所と協議のうえ、緊急保育委託契約を締結するものとする。

(保育対象児童)

第3条 保育の対象児童は、区内に住所を有する産休明けから小学校に就学前までの健全な児童で、保護者が次の各号に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できない状態にあるものとする。

- (1) 保護者が死亡、行方不明等で不在のとき。
- (2) 病気又は出産等で入院するとき。
- (3) 家族が入院し、その看護にあたる時。
- (4) 災害等により復旧作業に従事するとき。
- (5) 冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由による時。
- (6) その他区長が特に認めた状態にある時。

(定員)

第4条 定員は、当該保育所の各年齢の定員の範囲内とする。

(保育日及び保育時間)

第5条 保育の実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年始（1 月 2 日及び同月 3 日）、年末（12 月 29 日から同 31 日まで）を除く毎日とする。

2 保育時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。ただし、保護者の勤務の都合その他の事情により必要があるときは、保育所と保護者が協議して、保育時間の延長をすることができる。

(保育期間)

第6条 保育期間は、原則として 1 か月以内とし、月をまたがる受託は行わない。ただし、区長が特に必要と認めた場合には、3 か月まで延長することができる。

(保育の申込み及び紹介)

第7条 保育を受けようとする保護者は、(以下「申請者」という。) 保育委託紹介申込書（別

記第 1 号様式) に必要書類を添付して、区長に申込みものとする。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、口頭で申請することができる。この場合、申請者は事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

2 区長は、前項の申込みがあったときは、必要事項を審査し、申請者の希望する保育所の入所状況を考慮して、紹介状(別記第 2 号様式)により保育所を紹介することとする。紹介した児童は、児童委託申込整理簿(別記第 3 号様式)に記入し整理する。

3 緊急保育期間の延長を希望する保護者は、保育委託延長申込書(別記第 4 号様式)に延長保育を必要とすることを証する書類を添えて区長及び保育所に申し込まなければならない。

4 区長は、前項による申込があったときは、第 2 項に掲げる児童委託申込整理簿(別記第 3 号様式)に記入し処理しておかななければならない。

(受託児童の届出)

第 8 条 保育所は、申請者と保育委託契約を締結したときは、契約書写により区長に届出なければならない。

2 児童の保育委託契約を解約したときは、保育所は、速やかにその旨を解約届(別記第 5 号様式)により区長に届出なければならない。

(緊急保育料)

第 9 条 保育の契約者は、緊急保育料として児童 1 人につき、日額 9 0 0 円及び給食費の実費を支払わなければならない。

2 保育を延長する場合は、1 時間につき 4 0 0 円を負担しなければならない。

(委託料の支払)

第 10 条 区長は、保育所に対し、委託に要する費用を対象児童 1 人につき受託日数に応じて日額 3, 2 7 0 円を支払うものとする。

(請求及び報告の手続)

第 11 条 保育所は、前条の委託料を受けようとするときは、保育終了後区長に対し、請求書(別記第 6 号様式)及び、必要書類として実施状況報告書(別記第 7 号様式)を提出するものとする。

2 前項の委託料を受けた保育所は、区長に対し、当該年度の実績を実績報告書(別記第 8 号様式)により、翌年度の 4 月 30 日までに報告するものとする。

(第三者代行の禁止)

第 12 条 保育所は、保育の全部又は一部を第三者に代行させてはならない。

(遂行命令等)

第 13 条 区長は、保育所が、この要綱に従って事業を遂行していないと認めるときはこれを遂行することを指示するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 区長は、保育所が次の各号の一に該当するときは、第 2 条に規定する契約を解除

することができる。

- (1) この要綱及び契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の解約を申し入れたとき。
- (3) 保育所の運営及び保育内容に不相当と認める事由が生じたとき。

2 保育所は、前項第2号の規定により契約を解除しようとするときは、3ヵ月前までに区長に申し出て協議しなければならない。

(調査等)

第15条 区長は、保育所に関し必要があるときは、いつでも実地調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 区長は、保育所の運営及び保育内容について指導、助言及び勧告をすることができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日区長決定)

この一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日区長決定)

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。